

(電子メール施行)

宮共福祉 第 142号
令和 7年 5月12日

各 市 町 村 長 様
一部事務組合管理者
(共済事務担当課扱い)

宮城県市町村職員共済組合
理事長 若 生 裕 俊
(公 印 省 略)

令和7年度「宮城県市町村職員共済組合健康宣言事業」の実施について

平素、本組合の事業運営につきましては、格別の御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、令和7年度福祉事業（保健事業）についても有意義なコラボヘルスの実現を目的に、所属所における「健康経営」の推進を基軸に展開します。「健康経営支援事業助成*」の活用により所属所での「健康経営優良法人」の認定取得に併せ、組合員一人ひとりの心身が健康であり、その能力を十分発揮できる環境を整え、魅力ある所属所の企業価値を創造できるよう支援いたします。

つきましては、健康経営優良法人に申請する場合に必要な「宮城県市町村職員共済組合健康宣言事業」（以下、「健康宣言事業」と言う。）についてご案内いたします。以下の内容についてご確認いただき、当事業にご参画いただきますようお願い申し上げます。

*「健康経営支援事業助成」…健康経営優良法人にかかる認定申請料(実額)について所属所へ年1回助成します。申請料金の他、送金手数料も助成の対象です。

	職員数	認定申請料
大規模法人部門	301人以上	88,000円(税込)
中小規模法人部門	1人以上300人以下	16,500円(税込)

1. 健康経営優良法人認定制度とは

従業員の健康保持・増進の取り組みが、将来的に収益性等を高める投資であるとの考えの下、健康管理を経営的視点から考え、戦略的に実践することが「健康経営」です。こうした健康経営に取り組む事業所等が、求職者や金融機関等から評価を受けられるようにするため、経済産業省では「健康経営優良法人認定制度」を推進しています。

事業所等の規模（従業員数・資本金等）により、大規模法人部門と中小規模法人部門の2部門があり、地方公共団体は従業員数301人以上が大規模法人部門、1人以上300人以下が中小規模法人部門となります。

2. 保険者が実施する健康宣言事業の概要

健康宣言とは、従業員の予防・健康づくりに取り組むことを、事業所等自らが宣言するものです。共済組合等保険者の健康宣言事業は、事業所等における健康宣言の策定を保険者が支援するものであり、加入者である組合員の健康増進を図る保健事業の一環として行うものです。

3. 健康宣言の対象所属所について

当組合の健康宣言事業については、特定健診・特定保健指導実施率の向上の他、保健事業の効率的な推進や実効的なコラボヘルスの形成が期待できることから、「健康経営優良法人認定制度」に申請する全ての所属所を健康宣言の対象とします。

なお、過去に健康経営優良法人に認定されており、引き続き認定申請を行う場合にも、改めて今年度の健康宣言を実施いただく必要がありますのでご注意ください。

また、上記の認定制度に申請しない所属所も宣言の実施が可能です。職場における様々な健康課題や安全衛生管理について、組織として取り組むという意味を明文化することで効果的な運営が見込めるものと考えます。

4. 健康宣言の定義

健康宣言事業では、以下を満たす健康宣言を策定することが必要です。

- ①共済組合等保険者が健康宣言等の取り組みを有していること。
- ②健康宣言の取り組みとして以下の要件を満たしていること（ア～ウのうちからいずれかひとつの項目とエは必須。オ～キは努力目標）。
 - ア.（企業等が）従業員の健康課題の把握と必要な対策（具体策）の検討を行うこと。
 - イ.（企業等が）ヘルスリテラシーの向上、ワークライフバランスの向上、職場の活性化等のために、健康経営の実践に向けた基礎的な土台作りとワークエンゲイジメント（具体策）の取り組みを行うこと。
 - ウ.（企業等が）健康増進・生活習慣病予防、感染症予防、過重労働、メンタルヘルス等への対策のために、従業員の心と身体健康づくりに向けた具体的対策を実施すること。
 - エ.（企業等が）健康宣言の社内外への発信を実施すること。
 - オ.（企業等が）健康づくり担当者を一名以上設置すること。
 - カ.（企業等が保険者の求めに応じて）従業員の健診データを提供すること。
 - キ.（企業等が）従業員の健康管理に関連する法令について重大な違反をしていないこと。

5. 健康宣言の申請と認定

別添1の「健康宣言書」に必要事項を記入します。健康宣言取組項目は2つの必須項目のほか、任意で選択項目から1つ以上選び、具体策を記載してください。

なお、取組項目はあくまで目標となり、実績は問いません。

また、申請後は別添2の「健康宣言所属所認定証」をお送りいたしますが「健康宣言書」と併せて所属所内に掲示する他、所属所のホームページ等に掲載してその実施を内外

に発信する必要があります（項目４のエ）。併せて、健康宣言所属所に認定された所属所は共済組合ホームページにて紹介させていただきます。

【申請時期】 随時受け付けます。

【申請方法】 健康宣言書を共済組合福祉課宛て電子メールで送信してください。

【交付時期】 健康宣言書を受付後１０日程度で交付します。

令和７年度は「健康経営優良法人２０２６」として令和７年８月～１０月頃に申請を受け付ける見込みであり、申請日時点で所属所が健康宣言を実施している必要があります。

6. その他

健康経営優良法人の申請書サンプルは以下の Web ページにてご確認ください。

なお、申請書は毎年内容が見直されます。令和８年度（２０２６）の申請書が公開されましたら改めてご連絡いたします。

<各申請書のサンプルについて>

- ・ ACTION ! 健康経営 Web サイト HOME > 申請について > 申請書サンプル

<https://kenko-keiei.jp/application/sample/>

7. 参考

- ・ 令和６年１０月１日付け「健康宣言事業」の実施に向けたご協力をお願い

経済産業省 商務・サービスグループヘルスケア産業課

https://www.meti.go.jp/policy/mono_info_service/healthcare/downloadfiles/kenkousengenjigyou_.pdf

- ・ ACTION ! 健康経営 Web サイト 運営:健康経営優良法人認定事務局(日本経済新聞社)

<https://kenko-keiei.jp/>

- ・ 経済産業省 Web サイト健康経営ページ

https://www.meti.go.jp/policy/mono_info_service/healthcare/kenko_keiei.html

健康宣言書

健康経営を通じて、業務にあたる職員一人ひとりの心身が健康であり、その能力を十分発揮できる環境を整え、魅力ある企業価値を創造するため、以下の項目に取り組むことを宣言します。

所属所名	
健康宣言取組項目	必須項目（①～②）
	① 定期健康診断の受診率100%を目標にします ・未受診者のうち休業等によりやむを得ず受診できない者以外には早期に受診するように勧奨します
	② 健診結果を活用し、生活習慣病の予防に必要な対策をします ・健診結果が「要精密検査」「要治療」の職員へ受診勧奨します ・特定保健指導該当者の実施率50%を目標にします
	選択 に✓
	選択項目（①～⑥） ①～⑥のうち1項目以上チェックマークを入れ具体策をご記入ください
	✓ ① 運動習慣の増進に取り組めます 具体策（
	✓ ② こころの健康に取り組めます 具体策（
	✓ ③ ハラスメント対策に取り組めます 具体策（
	✓ ④ 長時間労働対策に取り組めます 具体策（
✓ ⑤ コミュニケーション促進の対策に取り組めます 具体策（	
✓ ⑥ 病気の治療と仕事の両立支援の対策に取り組めます 具体策（	

上記について健康宣言所属所に認定されるよう申請します。

宮城県市町村職員共済組合理事長 様

令和 年 月 日

職名

所属所長

氏名

*健康経営支援事業助成金の交付を受け「健康経営優良法人」の認定申請をする場合には、事前にこの宣言書により申請し、「健康宣言所属所認定証」の交付を受ける必要があります。また、「健康宣言書」は、後に共済組合から交付される「健康宣言所属所認定証」と併せて所属所内に掲示する他、所属所のホームページ等に掲載してその実施を内外に発信する必要があります。

*健康宣言所属所に認定された所属所は共済組合ホームページにて紹介させていただきます。

*共済組合福祉課宛て電子メールで申請してください。（fukushi@kyosai-miyagi.jp）

健康宣言取組項目のうち選択項目別(①～⑥)具体策の例

①運動習慣の増進

- 1.就業時にラジオ体操を行っている。
- 2.午前10時と午後3時に3分間ストレッチを行っている。
- 3.1階上のフロアに移動するときは、階段利用を促している。
- 4.スポーツ活動を推奨し、各種イベントへ参加している。
- 5.職員から不要となった運動器具を提供してもらい、庁内に簡易ジムを設けている。

②こころの健康

- 1.管理職は毎朝、職員の様子を確認している。
- 2.定期的に上司が部下と面談する機会を設けている。
- 3.セルフケア及びラインケアのメンタルヘルスの研修を実施している。
- 4.共済組合のメンタルヘルス相談事業やセミナーについての利用を促している。
- 5.管理職をはじめマネージャー級による業務把握やフォローアップ体制を整備している。

③ハラスメント対策

- 1.管理職等が現場の状況を相互に確認し、ハラスメント防止指導を行っている。
- 2.就業規則等にハラスメント防止を規定するなどルールを決めている。
- 3.首長等を含めてパワーハラスメントの研修を実施している。
- 4.相互理解を深めるため、課単位等でミーティングを定期的の実施している。
- 5.共済組合のメンタルヘルス相談事業や、セミナーについての利用を促している。

④長時間労働対策

- 1.管理職等による業務把握や、フォローアップ体制を整備している。
- 2.勤怠管理を徹底している。
- 3.業務マネジメント研修を実施し業務環境を改善している。

⑤コミュニケーション促進

- 1.1対1の面談を定期的の実施している。
- 2.朝礼や夕礼を取り入れ、その日の業務課題等を報告している。
- 3.ランチミーティングを取り入れている。
- 4.サークル活動やスポーツ活動を促進している。
- 5.コミュニケーションの研修を実施している。

⑥病気の治療と仕事の両立支援

- 1.就業規則等に規定するなどルールを決めている。
- 2.本人の状況を踏まえた働き方(配置・勤務内容・勤務時間・勤務地等)を策定している。
- 3.相談窓口等を明確にして設置している。

つむぐ健康、つながる未来。

健康宣言所属所 認定証

事業名称:宮城県市町村職員共済組合健康宣言事業

●●市役所 殿

貴所属所は、組織全体で健康づくりに取り組むことを
宣言されましたので「健康宣言所属所」として認定します。

今後は当組合と連携して、職員の皆様が「健康で よりよ
く働き よりよく幸せに暮らす」ことができるように、宣言
の実現に向け努めてください。

認定期間:令和7年 月 日～令和8年7月31日

令和7年 月 日

宮城県市町村職員共済組合

理事長